

日独首脳共同声明

2026年10月28日

二国間協力

(背景)

1. フリードリヒ・メルツ・ドイツ連邦共和国首相は、2026 年 10 月 28 日から 29 日まで日本を訪問した。2026 年 10 月 28 日、高市早苗内閣総理大臣とフリードリヒ・メルツ首相は、東京で首脳会談を実施した。両首脳は、2023 年 3 月に開催された第 1 回日独政府間協議の共同声明に基づき、二国間関係が着実に進展していることを歓迎した。
2. 急速な地政学的及び地経学的な変化の中で、両首脳は、同盟国や同志国と更に緊密に協力する必要性と、自由、民主主義、自由で公正な貿易、法の支配、人権といった基本的価値を堅持する重要性を再確認した。
3. 両首脳は、中長期的に日本、ドイツ、そして世界の自由、平和、繁栄を確保するために対処すべき共通の戦略的課題(安全保障、防衛、経済安全保障、技術革新、気候変動対策や環境保護を含む地球規模の課題)を認識し、日独関係を「プレミアム・パートナー」として再確認した。
4. 欧州・大西洋とインド太平洋の安全保障と繁栄がますます相互に関連していることを踏まえ、両首脳は、進化した「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」とドイツのインド太平洋ガイドラインに沿って、両国間の協力を強化することが重要との見解を共有した。
5. 世界の安全保障と繁栄を大きく左右する急速な技術革新と、経済的威圧への懸念の高まりを背景に、両首脳は、日本とドイツが「プレミアム・パートナー」として不可欠な補完性を有していることを強調し、経済安全保障及び先端技術における協力を強化するという確固たるコミットメントを再確認するとともに、2026 年 10 月のメルツ首相の訪日の機会に、相互に補完し合う 2 つの重要な指針文書である「先端技術協力に関する日独首脳共同宣言」及び「経済安全保障協力に関する日独共同宣言」が発出されたことを歓迎した。

安全保障・防衛協力

6. 各地域における安全保障環境が一層厳しさを増す中で、両首脳は、平和と安定のためにより大きな責任を引き受ける用意があることを再確認した。そのために、両首脳は、両国が備えと防衛産業基盤の強化に取り組むことで一致した。両首脳は、パートナーシップと外交、そして多国間主義と法の支配に基づく国際秩序へのコミットメントを維持する。

7. 共通の価値観と戦略的利益を認識し、両首脳は、相互の部隊・装備派遣や二国間訓練の増加など、近年における防衛当局間の協力の深化が、二国間パートナーシップの堅固な基盤を築いたことを歓迎した。
8. 戦略的な調整を更に強化し、実効的なハイレベルの政策対話を確保するため、両首脳は、次回の日独外務・防衛閣僚会合(「2+2」)を早期に開催することも決意した。両国は、それぞれの国家安全保障戦略の策定・改定が進行中であり、それが志を同じくする国々の間の協力を強化し、地域内外での平和と安全の維持に資するとの認識を共有した。
9. メルツ首相は、日本による防衛装備移転三原則とその運用指針の見直しを歓迎した。両首脳は、この措置が両国間の防衛産業協力を更に深めるとの期待を表明した。
10. 両首脳は、日独間の物品役務相互提供協定(ACSA)、情報保護協定、及び防衛装備品・技術移転協定を基盤として、安全保障・防衛協力のエコシステムを更に前進させる決意を再確認した。この精神に則り、両首脳は、自衛隊とドイツ連邦軍との共同演習など、運用面での協力を強化し、及び円滑にするための枠組みを更に模索していく。
11. 両首脳は、ハイブリッド攻撃などの深刻化する脅威や、近年大きく進展した技術革新といった安全保障環境の変化に対応する必要性を確認した。このため、両首脳は、相互の関心分野である無人システムなどにおいて、防衛産業・技術協力を推進することで一致した。両首脳は、防衛分野における企業間交流の活発化や、イノベーションの醸成を見据えたスタートアップ協力を促進する取り組みを歓迎した。
12. ナラティブやイメージをめぐる国際的な競争が激化する中で、対処すべき安全保障上の課題は、陸・海・空の従来の領域に加え、宇宙、サイバースペース、認知領域を包含する。このため、両首脳は、戦略的コミュニケーション並びに外国からの情報操作及び干渉(FIMI)への対処に関する二国間の対話と協力を深めることを決定した。志を同じくするパートナーとして、ドイツと日本は、FIMIの主体によって引き起こされる、民主的プロセスや自由で強靱な情報環境に対する類似の脅威に直面している。これらの脅威は、ソーシャルメディアの影響力の増大と生成AIの急速な進化に伴い強まっており、ハイブリッド脅威と結び付いて発生することが増えている。両首脳は、パターンの検知と社会の強靱性の強化が鍵であるとの見解を共有した。この目的のため、両国は、表現の自由を尊重しつつ、操作の余地を狭めるための積極的で事実に基づくコミュニケーション(いわゆる「プレバンキング」)や、虚偽又は操作された情報に対する冷静かつ事実に基づく対応(いわゆる「デバンキング」)を含め、脅威評価、方法論、ベストプラクティスを共有する。また、両国は、G7 即応メカニズムや欧州・インド太平洋パートナーズ(EIPP)といった多国間の枠組みにおいても引

き続き緊密に連携する。

13. 両首脳は、日独サイバーセキュリティ対話を通じて長期的なサイバー協力を補強・強化することにより、サイバー空間における抑止力を強化する決意を表明した。両首脳はまた、日本とドイツが直面するあらゆるサイバー脅威に対して、重要インフラの強靱性を高めるための共同作業の継続の重要性を強調した。

貿易・経済・技術

14. 両首脳は、ルールに基づく自由で開かれた公正な国際経済秩序の確保と促進の重要性を強調し、日 EU の枠組みの下で緊密な二国間経済関係と経済・戦略パートナーシップを更に強化することへのコミットメントを表明した。両首脳は、WTO 及びルールに基づく貿易に関するその他の枠組みで志を同じくするパートナーと協力し、ルールに基づく多角的貿易体制を堅持・強化・改革すること、日 EU 経済連携協定の効果的かつ完全な実施の継続を支持すること、開かれたルールに基づく国際経済秩序及びグローバルな貿易課題に対応する高水準の通商ルール・規範の促進を目的として、EU と環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)との協力を深めることで一致した。
15. 両首脳は、共通の地経学的課題の中で両国が競争力を強化することを目的とした措置について緊密に連携することを決定した。両首脳は、日独のサプライチェーンの連結性、開放性、強靱性を維持し、志を同じくするパートナーにとって公平な競争条件を確保するために協力する決意を表明した。両首脳は、「Made in」という考え方ではなく「Made with」のアプローチを原則支持する姿勢を示した。この目的のため、両首脳は、戦略的分野に対する産業支援措置などにおいて、信頼できるパートナーである日本及び EU 双方の利益が、原則として相互に考慮されることを確保すべく、日・EU それぞれの政策に関し緊密に協力する意向を確認した。
16. 両首脳は、日本成長戦略やドイツのハイテク・アジェンダ等に多くの共通の優先事項があることに留意し、それぞれの分野における協力に加え、経済安全保障、エネルギー、人工知能(AI)や Beyond5G・6G を含むデジタル連結性及びスタートアップといった分野でも更なる協力を慫慂した。
17. さらに、両国は、原材料や半導体といった、協力・連携を強化していく分野における産業協力は、重要な柱の一つであるとしてその重要性を強調した。
18. 両首脳は、最近の AI 関連の事案に留意し、日本の AI Safety Institute とドイツの AI Safety and Security Institute の間の連携について一致した。

19. 両首脳は、重要鉱物に関する恣意的な輸出規制や報復措置等の経済的威圧の使用の増加に深刻な懸念を表明し、過剰生産能力と市場の歪曲につながり、両国の経済安全保障と強靱性を損なう非市場的政策・慣行(NMPPs)を拒絶した。両首脳は、日独両国にとって、自由で公正な経済秩序を守り、経済安全保障を強化し、両国経済の強靱性を高めることの重要性を強調した。
20. 両首脳は、宇宙やフュージョンエネルギーを含む先端技術分野での協力と交流が二国間関係の重要な柱であることを強調した。両首脳は、「先端技術協力に関する日独首脳宣言」に示されているとおり、この分野での二国間協力と調整を更に強化する意図を共有した。
21. メルツ首相は、ハノーバー・メッセ 2028 のパートナー国を日本が務めるよう招待した。高市総理大臣は、このパートナー国の招待を喜んで受け入れる旨を表明し、日本が技術先進国としての立場を反映したテーマで参加する旨を述べた。

その他

22. 両首脳は、平時における情報共有の強化及び危機発生時における在留邦人・現地のドイツ国民の安全確保のための相互支援の提供に向けた両国のコミットメントを新たにした「海外における自国民保護に関する日独協力覚書」が最近署名されたことを歓迎した。
23. 両首脳は、関係強化と相互理解の増進を目的に様々な分野の有識者が議論を行う「日独フォーラム」や、学術、経済、政治、社会問題、文化などの幅広い分野における日独交流の拠点である「ベルリン日独センター」を更に活用することにより、両国間の知的交流を促進する。

地域情勢及び地球規模課題

24. 両首脳は、東シナ海及び南シナ海の状態に深刻な懸念を表明した。両首脳は、世界のいかなる場所においても、力又は威圧による一方的な現状変更の試みに対する強い反対を改めて表明した。両首脳は、台湾海峡の平和と安定を維持することの重要性を強調し、兩岸問題の平和的解決を促した。両首脳は、海洋に関する紛争は、国連海洋法条約(UNCLOS)に示されている国際法に従って平和的に解決されなければならないことを再確認した。
25. 両首脳は、北朝鮮の核及び弾道ミサイル開発計画への深い懸念を表明し、関連する国連安全保障理事会(UNSC)決議に従った、北朝鮮の完全で、検証可能かつ、不可逆的な非核化へのコミットメントを再確認した。両首脳は暗号資産の窃盗や IT 労働者の活動を含む北朝鮮の悪質なサイバー活動、及びロシアとの軍事協力の増大への深刻な懸念を表明し、これらに共に対応する必要性があることを表明した。両首脳は、北朝鮮に対し、拉致問題を即時に解決するよう強く求めた。

26. 両首脳は、計り知れない人的苦痛をもたらす、ウクライナの経済、エネルギー、環境の安全保障を含むがこれらに限定されない、壊滅的な影響を及ぼしているロシアによるいわれの無い、不当なウクライナへの侵略を非難した。両首脳は、ロシアに対し、ウクライナへの侵略を即時に停止し、完全、即時、かつ無条件の停戦合意を実施するよう求める呼びかけを改めて表明した。両首脳は、国際的に認められた国境の範囲内におけるウクライナの独立、主権及び領土一体性に対する揺るぎない支持を再確認し、公正かつ永続的な平和の実現のための取組、並びにウクライナの復旧及び復興に向けて、緊密に協力する用意があることを表明した。両首脳は、ウクライナ・ドナー・プラットフォームなどの枠組みを通じて、ウクライナへの支援を継続し、調整することの重要性を強調した。両首脳は、間近に迫った冬を前に、ウクライナのエネルギー分野へ即時支援を提供することの重要性を認識した。両首脳は、ウクライナの改革努力を引き続き支援し、ウクライナの復興に向けて民間部門の貢献を動員する意向を表明した。また、両首脳は、ロシアの軍事機構に資金を提供もしくは物資を供給した国もしくは団体は、ウクライナの復興から利益を得ることはないという見解を共有した。両首脳は、ロシアが公正かつ永続的な平和に向けた意義のある交渉に参与する真の政治的意思を示すまで、圧力をかける決意を維持している。

27. 両首脳は、中東における持続可能な平和と安定へのコミットメントを改めて表明した。両首脳は、外交的解決を通じてイランを取り巻く状況を早期に沈静化させることの重要性を再確認し、イランに対し、地域の船舶や国々への攻撃を停止し、更なるエスカレーションを避けるために最大限の柔軟性を発揮するよう求めた。両首脳は、ホルムズ海峡及びバブ・エル・マンデブ海峡における自由で安全な航行を確保すること、エネルギーやその他の不可欠な物資の安定したサプライチェーンを維持すること、そして特に UNCLOS に示されている国際法を遵守することの重要性を強調した。両首脳は、人道的苦痛を深刻化させたホーシー派による現場での容認できないエスカレーションや、サウジアラビア王国に対してホーシー派が継続して行っている、特に市民や民間インフラを標的とした攻撃を最も強い言葉で非難した。両首脳は、ガザ再建に向け「包括的計画」を推進すること、及び交渉による「二国家解決」へのコミットメントを果たすことの不可欠性を強調した。両首脳は、地域における永続的な平和の実現のためには、可能な限り早期の安定回復のための継続的な外交努力が不可欠であることを再確認した。

28. マルチの場において、両首脳は、現在の地政学的現実を真に反映させるため、過半数の加盟国が支持する、常任及び非常任理事国カテゴリーの双方の拡大を含む国連安全保障理事会(UNSC)の緊急の改革に向けて、他の G4 諸国と緊密に連携していくコミットメントを改めて表明した。両首脳は、過半数の加盟国の声を適切に反映した統合モデルを作成し、政府間交渉(IGN)の枠組みの下で文言ベース交渉を開始することにより、可能な限り早期に安保理改革を実施する決意を表明した。

29. また、両首脳は、国際司法システムに対する継続的で揺るぎない支持を再確認した。

30. 両首脳は、強固で、効果的、かつ十分な資金を持つ多国間開発システムへの支持を表明し、より一貫性があり、効率的で、成果志向の国連開発システムに対する関心を共有した。両首脳は、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ及びその持続可能な開発目標 (SDGs) への強いコミットメントを再確認した。

結語

31. メルツ首相は、高市総理大臣に対し、早期の訪独を要請した。両首脳は、翌年に第2回日独政府間協議をベルリンで開催することを目指すことで一致した。